

小児喘息

小児喘息の患者数は、年々増加傾向にあります。しかし、治療方法の発達により重症化は激減しています。今回は、最近の小児喘息に対する考え方についてお話しします。

まず、喘息というのは「気道の慢性炎症」が原因であり、その炎症をなくするのが根本的治療だと分かりました。そのために近年使用されているのが吸入ステロイドと抗ロイコトリエンという内服薬です。特に吸入ステロイドは大変高い効果が認められ、現在では喘息治療の柱になりました。昔は、ステロイド=毒と考える患者さんがおられましたが、最近は正しく理解して受け入れてくれる患者さんがほとんどです。ステロイドは確かに副作用もありますが、小児科医はその使い方を熟知していますので、ほとんど重大な副作用をたすことはありません。

特に吸入ステロイドに関しての安全性は確認済みで、その効果は小児喘息の治療を激変させました。当院では、赤ちゃんでも使用できる器具やパンフレット

を用意していますので、よくゼーゼーという患者さんは一度ご相談ください。

次に、最近報告された注意事項について。喘息治療薬として頻繁に使用されてきた「テオフィリン製剤」がけいれんを誘発する可能性があるという指摘されるようになりました。昨年末の添付文書で改定があり、乳幼児にはなるべく使用しないように、と注意されています。ですから、夜にゼーゼーが出たからまえにもらった「テオフィリン製剤」(当院ではテオドール)を飲まず、といったことはしないでください。使用禁止ではありませんが、主治医とよく相談してください。

小児喘息は大部分が成人になる前に治ることが知られています。それは、前述した「気道の慢性炎症」が子どもは軽快して粘膜がきれいになるからです。しかし、適切な治療をせず発作を繰り返した場合、気道粘膜が傷ついたまま元にもどらなくなり、成人喘息に移行してしまいます。したがって、子どもの喘息は子どものうちに治す、という親の心構えが大切です。

(小児科医長 鈴木 博)

【外来診察のご案内】

耳鼻咽喉科

5月から木村医師(常勤医師)が復帰されます。なお、外来診察は下記のとおりとなります。

	月	火	水	木	金	土 (1・3・5)
担当医	木村	木村	木村	木村	金田	木村

皮膚科 5月から形成外科外来の診察は毎週金曜日に

第1・3・5金曜日は飯岡医師

第2・4金曜日は真柴医師となります。

受付時間 午後1時30分～3時30分

診察時間 午後2時～4時

皮膚のできもの、あざ(火傷・けが・手術)の傷跡、奇形等を診察します。

国民年金

4月から 変わりました!

障害年金・遺族年金の保険料納付要件の特例の延長

障害年金・遺族年金は、初診日や死亡日の属する前々月以前に加入すべき期間がある場合、その3分の2以上の保険料納付や免除期間(学生特例期間・若年者納付猶予期間を含む)が必要です。ただし、初診日や死亡日の属する期間の前々月以前の1年間に保険料未納がなければ、この保険料納付要件を満たすこととする特例措置があります。

この特例措置は平成18年3月31日までとされていましたが、平成28年3月31日まで延長されることになりました。

注意 保険料納付要件は初診日や死亡日の前日において判断するため、初診日や死亡日以後に保険料を納めても、保険料納付要件に算入されません。また、半額免除期間については、半額分の保険料を納めていることが必要です。

【年金額の改正】

平成18年4月から年金受給者の年金額が0.3%引き上げられることとなりました。

国民年金や厚生年金などの公的年金は、年金額の実質的な価値を維持する目的で、前年の全国消費者物価指数の上昇・下落などに応じて、その翌年度の年金額を自動的に改定する物価スライドが行われることになっており、今回の改定は消費者物価指数が前年比マイナス0.3%になったことによるものです。

年金受給者の方には、「年金改定通知書」が6月中旬までに送付され、6月15日(木)の支払分より年金額が改定されます。

基礎年金の種類	年金額()は月額	
老齢基礎年金(満額)	792,100円(66,008円)	
障害基礎年金	1級	990,100円(82,508円)
	2級	792,100円(66,008円)
遺族基礎年金(子が1人ある妻が受けるとき)	1,020,000円(85,000円)	
老齢福祉年金	405,800円(33,816円)	